

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、空家等対策計画（法第6条第1項に規定する空家等対策計画をいう。以下同じ。）の作成及び変更並びに実施などに関する協議を行うため、富谷市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 協議会は、委員の専門的立場における意見交換をとおして、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関すること。
- (3) 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。
- (4) 法第14条の規定による特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか空家等の対策に関し必要と認めること。

(組織)

第4条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、市長の職にある者のほか、次に掲げる者のうちから市長が就任を依頼する。

- (1) 学識経験者（法務、不動産、建築、公務、関係団体等）
- (2) その他市長が必要と認めるもの。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会は市長が招集するとともに、会議の座長となる。ただし、市長が不在のときは、副市長が座長となる。

2 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者を出席させ、発言させることができる。

(報償)

第7条 委員及び前条第2項の出席者に対する会議出席の謝金は、「富谷市講師等謝礼金等の

支払い基準に関する要綱（平成28年4月1日施行）」に規定する額とする。

2 前項によりがたい場合は、会議1回につき、7,300円とする。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、市民生活部生活環境課において処理する。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の意見を聴いて市長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。